

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月18日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第3号

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の旅費に関する規則の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 雑則（第21条）」を「第4章 雑則（第21条）
附則」に改める。

第3条後段中「行財政局総務部総務事務センター長」を「別に定める職員の区分に応じて別に定める者」に改める。

第14条第1項本文中「自動車」の右に「(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車を含む。以下同じ。)」を加える。

第20条前段中「手続」を「手続に」に、「第7条」を「第6条」に改め、同条後段中「行財政局総務部総務事務センター長」を「別に定める職員の区分に応じて別に定める者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市教職員の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局総務部学校事務支援室)